

報 道 資 料

令和3年4月15日(木)

1, 2について

福祉医療部 医療政策局
地域医療連携課 大西・野坂
電話：0742-27-8653 (ダイヤルイン)
内線：3110, 3111

3について

医療・介護保険局次長 森川
医療保険課課長補佐 今出
電話：0742-27-8544 (ダイヤルイン)
内線：2910, 2921

新型コロナウイルス感染症医療提供体制の確保について

新型コロナウイルス感染症は、本年3月以降全国的に感染者が増加し、本県においても感染者が高い水準で推移している状況をふまえ、以下3点の取組を強化します。

1 コロナ対応病床の追加の確保

感染症法第16条の2に基づき、県内の病院に新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の確保にかかる協力を要請します。

なお、病床の確保要請に際しては、病院と丁寧に協議を行いながら進めます。

2 コロナ治癒患者の転院及び退院の円滑化

新型コロナウイルス感染症は治癒したものの、リハビリ等の医療提供や介護が引き続き必要な患者の転院及び退院の円滑化のため、転院・退院困難事例を洗い出し、県が個別調整を図るスキームを構築し運用します。

3 新たな宿泊療養施設の確保

現在運用している3施設236室に加えて、来週中に、新たな宿泊療養施設(約170室)の運用を開始します。